



## パートタイム・有期雇用労働法で 同一企業内における正社員と短時間労働者・有期雇 用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています

### 1 均衡待遇の確保

非正規雇用労働者（ここでは短時間労働者・有期雇用労働者）の基本給、賞与その他の待遇※<sup>1</sup>のそれぞれについて、通常の労働者（主に正社員）との間において、①**職務内容**※<sup>2</sup>、②**職務内容・配置の変更範囲**※<sup>3</sup>、③**その他の事情**のうち、その待遇の性質及び目的に照らして適切と認められるものを考慮して※<sup>4</sup>、説明できないような不合理と認められる相違を設けてはいけません。

※1 福利厚生施設、教育訓練など多くの待遇が対象になります。

※2 職務内容とは、「業務の内容」+「業務に伴う責任の程度」をいいます。

※3 職務内容・配置の変更範囲とは、「人材活用の仕組みや運用など」のことで、具体的には、「転勤、職務内容・配置の変更の有無とその範囲」をいいます。

※4 全ての労働者において同一とすべき待遇については、①～③のいずれも考慮しない場合があります。

### 2 説明義務

非正規雇用労働者から通常の労働者との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主はその労働者に説明しなければなりません。「パートだから」「契約社員だから」というだけの理由では、説明として認められません。

なお、待遇差の内容や理由などは、質問した非正規雇用労働者と職務の内容、職務の内容・配置の変更範囲などが最も近いと事業主が判断する通常の労働者と比較して説明することとなります。

待遇ごとの性質及び目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。具体的な説明ができない場合、不合理と判断される可能性が高くなります。待遇差の見直しに取り組みましょう。

### 3 比較方法

#### (1) 職務内容が同じかどうか

①職種が同じか否か、②従事する中核的業務※が同じか否か、③責任の程度が同じか否かの順番で比較し、一つでも異なれば、職務の内容は異なると判断します。

※ 中核的業務とは、与えられた職務に不可欠な業務、業務の成果が事業所の業績や評価に大きな影響を与える業務、労働者の職務全体に占める時間的割合・頻度が大きい業務という基準に従って総合的に判断します。

#### (2) 職務内容・配置の変更の範囲が同じかどうか

①転勤が有るか否か、②転勤が有る場合はその範囲は同じか否か、③職務の内容・配置の変更が有るか否か、④職務の内容・配置の変更が有る場合はその範囲は同じか否かの順番で比較し、一つでも異なれば職務の内容・配置の変更の範囲は異なると判断します。

注意：上記2つの要件の両方又はいずれかが異なる場合であっても、不合理な待遇差とならないようにしておく必要があります。

お問合せ先



佐賀労働局雇用環境・均等室 (0952-32-7218)

## 4 裁判で不合理な待遇差と判断されたケース

○通勤手当：通勤に要する交通費を補填する趣旨で支給

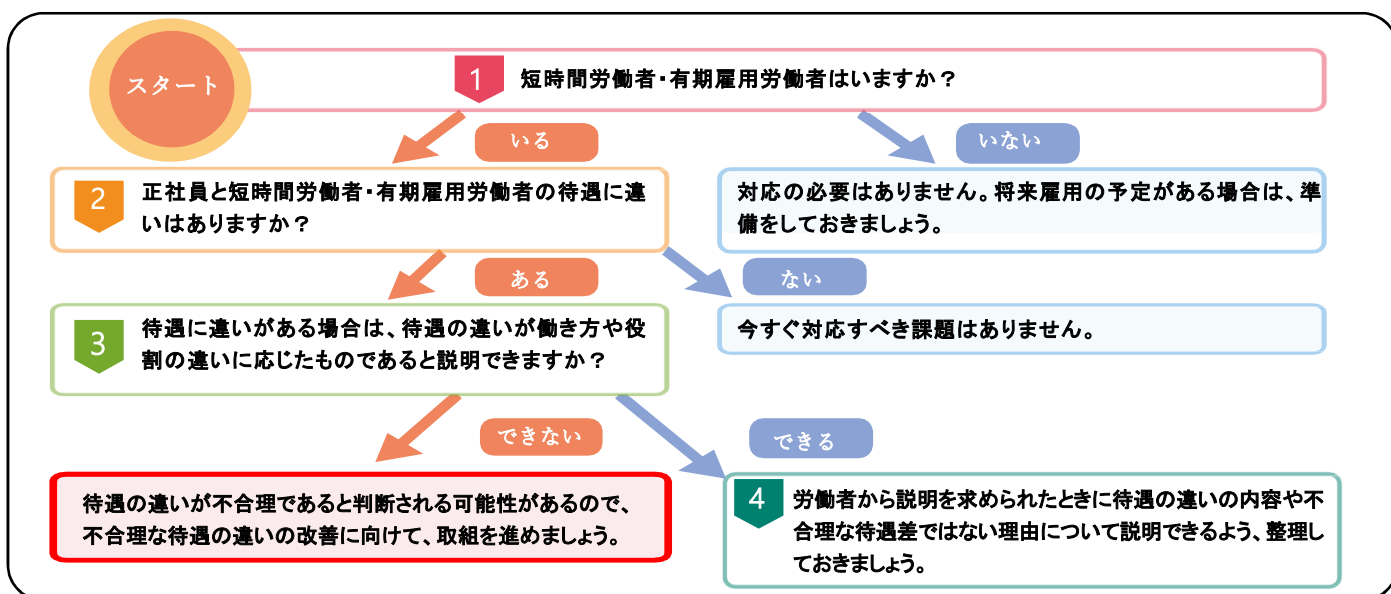
労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に必要な費用が異なるわけではなく、また、正社員と契約社員の職務の内容・配置の変更の範囲が異なることは、通勤に必要な費用の多寡に直接関係がない。

○夏季冬季休暇：労働から離れる機会を与えることにより、心身の回復を図る目的で支給

短期間の勤務ではなく繁閑に関わらない勤務が見込まれている契約社員にも夏季冬季休暇を与える趣旨は妥当する。

なお、『同一労働同一賃金ガイドライン』では、通常の労働者と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないか、原則となる考え方及び具体例を示しています。

## 5 取組手順



## 6 見直しの方法（例）

職務評価という方法があり、要素別点数法などの方法により数値化することで、①非正規雇用労働者と通常の労働者の職務の大きさ、②非正規雇用労働者と通常の労働者の均衡待遇の状況がわかります。

例えば、ある非正規雇用労働者と職務の内容、職務の内容・配置の変更範囲などが最も近いと事業主が判断した通常の労働者の数値化された職務の大きさが同じであるにもかかわらず、時間額に換算した基本給の額の差が大きい場合は、均衡待遇が図れていない可能性があります。

## 7 支援制度

佐賀働き方改革推進支援センター  
(電話0120-610-464)

働き方改革全般について社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じ、訪問支援を行います。同一労働同一賃金については最大6回までの訪問支援が可能です。

厚生労働省 同一労働同一賃金特集ページ

説明動画や資料を掲載しております。

キャリアアップ助成金

処遇改善などに取り組んだ事業主を助成します。

